*地域で、安心して、自分らしい生活" を実現するために

「一人ではむずかしい」 をサポートします

日常生活自立支援事業

成年後見制度

ひとりで銀行に行っても、 手続きがよく分からない。 福祉サービスを使いたいけど、 契約内容などむずかしいこと は分からない。

通帳など大事な書類を 失くしてしまった。

役所からいろいろな書類が WCN かっかいつか同様が 低くけど、どう手続きすれば 届くけど、 心いのか分からない。



計画的に お金を使いたいのに、 いつも迷ってしまう。

訪問販売の人にすすめ られて、分からないのに 契約をしてしまった。

日常生活自立支援事業と成年後見制度のちがい

各事業・制度の概要は4ページ以降に掲載

	日常生活自立支援事業	成年後見制度(法定後見)			
	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等				
対象者	精神上の理由等により日常生活を営む のに支障がある者	精神上の障害により意思表示をする能力が不十分(補助)、著しく不十分(保 佐)、欠く常況(後見)にある者			
支援內容	本人の意思に基づき、日常的な生活援助の範囲内での支援 ①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理 ③書類等の預かり物の保管 ※施設入所手続き等の代理行為は除く	本人の行為全般について本人を代理する(後見)、必要とされる範囲の代理権 行使(補助・保佐) 代理権、同意権・取消権を行使することによって本人を保護			
援助の理念	契約により、福祉サービスが適切に利 用できるよう、その自己決定を援助	自己決定の尊重と本人の保護との調和 (本人の意思を尊重して本人の状態に応 じて後見人等が判断)			
支 援 者	市区町村社会福祉協議会 履行補助者として専門員、生活支援員	成年後見人、保佐人、補助人 (自然人及び法人)			
費用	相談は無料、サービスの利用は有料 ※利用料は各市区町村社会福祉協議会 によって異なる	成年後見人等への報酬について家庭裁 判所が本人の資産状況等を判断して決 定			
利用方法	市区町村社会福祉協議会に申込み 契約締結能力をガイドラインにより確 認後、契約締結審査会にて審査	申立権者により家庭裁判所へ申立て 医師の診断書等を提出し、家庭裁判所 の審判により決定			
所管 庁・法的根拠	厚生労働省・社会福祉法	法務省・民法			

		日常生活自立支援事業	成年後見 (法定後		成年後見制度 (任意後見)
判断能力あり					将来に備えて、公 正証書で代理人 (任意後見人)と 契約を結ぶ。 ・即効型…任意後見 契約と同時に任意後 見監督人選任の申立 てを行う。 ・移行型…任意後見
		軽度の認知症や障 害等により、自分			契約と委任契約を行う。
日常生活に不安がある		一人では契約等の 判断をすることが 不安だったり、お 金の管理に困って いる方が対象。 ◆利用契約には、 契約の内容を理解 出来る判断能力と			・将来型…任意後見 契約のみを行う。 ◆契約は公証役場 で公証人が作成し ます。
	J	本人意思が必要になります。	=======================================		判断能力が不十分 になったとき
不十分	自分で契約出来る かもしれないが、 不安なため、援助 してもらった方が よい。		認知症や障より、自然の は契約等がかったり、 管理が出来が対象。	一人で 出来な お金の ない方	任意後見人は、本 人と話し合って決 めた契約内容にし たがって支援。 ◆家庭裁判所で本
			◆申立てに 師の診断が		人の任意後見監督
著しく不十分	日常的な買い物は 出来るが、不動産の 売却など重要な財 産行為は出来ず、 常に援助が必要。		なります。 		人が選任されて初めて任意後見契約の効力が生じます。
欠ける	判断能力がないた め自分だけで物事 を適切に判断する ことが難しく、必				

ず援助が必要。